

平成29年3月

伊那市議会定例会議案書

平成29年2月27日

平成29年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の認定について……………	4
議案第2号	市道路線の認定について……………	5
議案第3号	伊那市組織条例等の一部を改正する条例……………	6
議案第4号	伊那市個人情報保護条例等の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	9
議案第6号	伊那市特別会計条例の一部を改正する条例……………	14
議案第7号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	15
議案第8号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……………	16
議案第9号	伊那市子育て支援センター条例の一部を改正する条例……………	24
議案第10号	伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例……………	26
議案第11号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	28
議案第12号	伊那市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例……………	29
議案第13号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	30
議案第14号	平成28年度伊那市一般会計第6回補正予算について……………	35
議案第15号	平成28年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について…	36
議案第16号	平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について……………	37
議案第17号	平成28年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	38
議案第18号	平成28年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について……………	39
議案第19号	平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計第2回補正予算について…	40
議案第20号	平成28年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について……………	41
議案第21号	平成28年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	42
議案第22号	平成28年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について…	43
議案第23号	平成29年度伊那市一般会計予算について……………	44
議案第24号	平成29年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	45
議案第25号	平成29年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	46
議案第26号	平成29年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	47

議案第27号	平成29年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	48
議案第28号	平成29年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	49
議案第29号	平成29年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	50
議案第30号	平成29年度伊那市水道事業会計予算について……………	51
議案第31号	平成29年度伊那市下水道事業会計予算について……………	52
議案第32号	平成29年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	53

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 1 6 8 8	小四郎久保 2 号 線	小四郎久保 1313 番 1 先	小四郎久保 1313 番 1 先		メートル 103.7	メートル 6.0～7.5

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、交差点への信号機設置に必要であるので、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 4 4 2 7	下県指定 4 9 6 号線	美篤 5275 番 3 先	美篤 5275 番 6 先		メートル 48.0	メートル 6.2

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

伊那市組織条例等の一部を改正する条例

(伊那市組織条例の一部改正)

第1条 伊那市組織条例(平成18年伊那市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中
「総務部」を「総務部
企画部」に改める。

第2条 総務部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

企画部

- (1) 総合企画並びに人権及び男女共同参画に関する事。
- (2) 地域政策及び人口増対策に関する事。
- (3) 情報処理及び統計に関する事。

(伊那市総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 伊那市総合計画審議会条例(平成19年伊那市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部企画課」を「企画部企画政策課」に改める。

(伊那市土地利用計画審議会条例の一部改正)

第3条 伊那市土地利用計画審議会条例(平成19年伊那市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部企画課」を「企画部企画政策課」に改める。

(伊那市地域情報化審議会条例の一部改正)

第4条 伊那市地域情報化審議会条例(平成23年伊那市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「企画部」に改める。

(伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例の一部改正)

第5条 伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例（平成28年伊那市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「企画部」に改める。

（伊那市地方創生総合戦略審議会条例の一部改正）

第6条 伊那市地方創生総合戦略審議会条例（平成27年伊那市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「企画部」に改める。

（伊那市新産業技術推進協議会条例の一部改正）

第7条 伊那市新産業技術推進協議会条例（平成28年伊那市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部企画課」を「企画部企画政策課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

平成29年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊那市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち伊那市個人情報保護条例第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に 1 号を加える改正規定中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 3 条のうち伊那市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

(伊那市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 伊那市個人情報保護条例（平成 18 年伊那市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「及び次章」を「から第 4 章まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第 5 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第 7 条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市長が規則で定めるもの

2 前項の規定は、第 14 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第 7 条において同じ。）を養育」とあるのは、「第 14 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるも

のとする。

3 前2項に定めるもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の必要な事項は、市長が別に定める。

第6条第1項中「満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第7条第2項中「満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「前項中「満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「第1項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第10条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第14条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第16条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条を次のように改める。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正前の伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第14条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市長が規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
（伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における第2条の規定による改正後の伊那市職員の育児休業等に関する条例第

8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成29年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

（伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第63条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特別会計条例の一部を改正する条例

伊那市特別会計条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(3) 公有財産管理活用事業

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市公有財産管理活用事業特別会計を設置するため、提案するものであります。

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成18年伊那市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
------------	-------------------------------	---------

」を

「

ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
土地取得基金	公有地の購入、管理及び売却に要する費用の財源に充てる。	伊那市公有財産管理活用事業特別会計

」に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

土地取得基金を設置するため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 1 年度」を「平成 4 3 年度」に、「平成 3 1 年」を「平成 3 3 年」に改める。

附則第 1 6 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 1 9 条各号列記以外の部分中「第 6 7 条」の次に「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改める。

第 8 0 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割に

よって課する。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1

(2) 法第 4 5 1 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2

(3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3
（環境性能割の徴収の方法）

第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。

（環境性能割の減免）

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中

「二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

三輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」を

「(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」に改め、同

号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」に改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項本文中「については」を「にあっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「、原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に、「規則で」を「規則の」に、「当該請求」を「、当該請求」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「所有者」を「軽自動車等の所有者等」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第2号中「公益のために」を「公益のため」に改め、同条第2項

中「軽自動車税」を「種別割」に、「添付して」を「添付し」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条若しくは第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、長野県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、長野県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「長野県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、長野県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として長野県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(伊那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「伊那市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円

附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則 第5条の規定により読み 替えて適用される第82 条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則 第5条の規定により読み 替えて適用される第82 条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第3条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第3条 第2条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「31年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条ただし書に規定する施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成２８年法律第８６号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

伊那市子育て支援センター条例（平成25年伊那市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

伊那市美篤子育て支援センター	伊那市美篤3107番地1
----------------	--------------

」を

「

伊那市美篤子育て支援センター	伊那市美篤3107番地1
伊那市西箕輪子育て支援センター	伊那市西箕輪6579番地

」に

改める。

第6条を次のように改める。

（使用料）

第6条 センターの使用料は、無料とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条本文中「利用者」を「センターを利用する者（以下「利用者」という。）」に改め、同条ただし書中「責」を「責め」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市西箕輪子育て支援センターを設置するとともに、使用料を無料とする等所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

伊那市老人福祉センター等条例（平成18年伊那市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

老人憩の家東春近荘	伊那市東春近2347番地
老人憩の家手良荘	伊那市手良沢岡863番地2

」を

「

老人憩の家手良荘	伊那市手良沢岡863番地2
----------	---------------

」に、

「

老人憩の家西箕輪荘	伊那市西箕輪6702番地1
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地3

」を

「

老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地3
-----------	---------------

」に、

「

老人憩の家西部荘	伊那市荒井3834番地1
伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地

」を

「

伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地
----------------	----------------

」に

改める。

第12条、別表第1第1項及び別表第2第1項中「、老人憩の家東春近荘」、「、老人憩の家西箕輪荘」及び「、老人憩の家西部荘」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

老人憩の家東春近荘、老人憩の家西箕輪荘及び老人憩の家西部荘を廃止するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	伊那市山寺 2531 番地	木造	30.57	昭和 29 年度	4 戸	」を
「	伊那市山寺 2531 番地	木造	30.57	昭和 29 年度	2 戸	」に、
「	伊那市山寺 2515 番地 2	木造	29.75	昭和 32 年度	2 戸	」を
「	伊那市山寺 2515 番地 2	木造	29.75	昭和 32 年度	1 戸	」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市営住宅のうち使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

伊那市学校給食共同調理場条例（平成 18 年伊那市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名称	位置
----	----

」を

「

名称	位置
伊那中学校・伊那西小学校給食共同調理場	伊那市荒井 4 4 6 0 番地

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那中学校・伊那西小学校給食共同調理場を設置するため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	生年月日	住所	備考
山口 光	昭和24年7月3日	長野県伊那市日影23番地1	再任
鹿野 剛	昭和25年5月16日	長野県伊那市富県5628番地68	新任
山口 治	昭和23年3月22日	長野県伊那市美篤3717番地4	再任
大倉 博子	昭和25年10月11日	長野県伊那市西箕輪5094番地5	新任

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

山口光委員、埋橋喜美子委員、山口治委員及び土肥袈裟次委員が平成29年6月30日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

やま ぐち ひかる
山 口 光

昭和24年7月3日生（満67歳）

本 籍 長野県伊那市日影23番地1

住 所 長野県伊那市日影23番地1

最 終 学 歴

昭和48年 3月 信州大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和48年	4月	長野県内小学校教諭
至	平成10年	3月	
自	平成10年	4月	飯山市立常盤小学校教頭
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	高遠町立高遠北小学校教頭
至	平成17年	3月	
自	平成17年	4月	丸子町立西内小学校長
至	平成20年	3月	
自	平成20年	4月	伊那市立手良小学校長
至	平成22年	3月	
自	平成22年	4月	伊那市教育委員会非常勤職員
至	平成23年	3月	

公 職 歴

自	平成23年	4月	人権擁護委員（2期目）
至	現	在	

略 歴

しか の つよし
鹿 野 剛

昭和 25 年 5 月 16 日生 (満 66 歳)

本 籍 長野県伊那市富県 5 6 2 8 番地

住 所 長野県伊那市富県 5 6 2 8 番地 6 8

最 終 学 歴

昭和 49 年 3 月 新潟大学人文学部卒業

職 歴

自 昭和 49 年 4 月
至 昭和 60 年 3 月 信州学園伊那女子高等学校教諭

自 昭和 60 年 4 月
至 平成 23 年 3 月 高松学園伊那西高等学校教諭

自 平成 23 年 4 月
至 平成 28 年 3 月 高松学園伊那西高等学校常勤講師

公 職 歴

自 平成 28 年 1 月
至 平成 28 年 12 月 桜井区長

略 歴

やま ぐち おさむ
山 口 治

昭和 23 年 3 月 22 日生 (満 68 歳)

本 籍 長野県伊那市美篤 3 7 1 7 番地 4

住 所 長野県伊那市美篤 3 7 1 7 番地 4

最 終 学 歴

昭和 41 年 3 月 長野県中条高等学校卒業

職 歴

自	昭和 41 年	4 月	長野県警察官
至	平成 4 年	3 月	
自	平成 4 年	6 月	新日本警備保障株式会社
至	平成 12 年	12 月	
自	平成 13 年	1 月	株式会社ニシザワ
至	現	在	

公 職 歴

自	平成 23 年	4 月	人権擁護委員 (2 期目)
至	現	在	

略 歴

おお くら ひろ こ
大 倉 博 子

昭和 25 年 10 月 11 日生 (満 66 歳)

本 籍 長野県伊那市西箕輪 5094 番地 5

住 所 長野県伊那市西箕輪 5094 番地 5

最 終 学 歴

昭和 48 年 3 月 山梨県立高等看護学院保健婦学科卒業

職 歴

自	昭和 48 年	4 月	諏訪赤十字病院
至	昭和 50 年	3 月	
自	昭和 50 年	4 月	山梨県大月保健所
至	昭和 52 年	3 月	
自	昭和 52 年	4 月	伊那市職員
至	平成 21 年	3 月	
自	平成 22 年	4 月	伊那市非常勤職員
至	平成 24 年	3 月	
自	平成 26 年	4 月	伊那市社会福祉協議会
至	平成 27 年	3 月	
自	平成 27 年	4 月	箕輪町非常勤職員
至	現	在	

公 職 歴

自	平成 25 年	4 月	伊那市少年補導委員
至	平成 27 年	3 月	
自	平成 25 年	4 月	上伊那広域連合介護認定審査会委員
至	現	在	

平成 28 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度伊那市水道事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成29年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成29年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成29年2月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 29 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 29 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 29 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝